

質問等への回答 及び関連する検討項目

令和6年3月

不動産・建設経済局土地政策審議官部門
政策統括官

一 地籍整備関係 一

項番	主な質問等	回答及び関連する検討項目
1	<p>地籍調査の実施環境整備について、民間への包括委託制度に関する官民の役割分担や責任の所在の配慮をすべきである。（千葉委員）</p>	<p>民間への包括委託制度の適切な活用促進に向けて、事例や留意点等をまとめた活用事例集を作成・周知しているところです。実施状況等を踏まえながら内容の精査等を行い、適切な活用促進を図ってまいります。</p>
2	<p>街区境界調査について、民有地同士の一筆地調査で街区境界未定が多いため、調査手法を再検討すべきである。（千葉委員）</p>	<p>街区境界調査は街区外土地と隣接している街区内地について1筆ごとに街区内外土地の境界を確認する調査であり、街区外土地と接する民有地同士の境界確認が必要となります。街区境界未定となった場合においても、街区境界未定を構成する辺上のうち、確認をすることができた筆界点の情報や街区境界未定となった経緯等は、街区境界調査票等に記録し、後続の地籍調査等に活用されるようにしているところです。実施状況等を踏まえながら街区境界未定の整理方法の精査等を行ってまいります。</p>
3	<p>19条6項については、一定規模の民間開発等について、公共測量の手続きと一体となった活用などが有効である。（千葉委員）</p>	<p>公共測量の手続きと19条6項代行申請との一体的な活用に向け、関係省庁と調整を図ってまいります。</p>